

平成 28 年 度

新庁舎建設に関する特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査
-

平成 28 年 5 月 24 日（火曜日）

新庁舎建設に関する特別委員会会議録

平成28年5月24日 火曜日

午前10時00分開議

午後12時00分開議（実時間103分）

○本日の会議に付した案件

1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査
（新庁舎の方式について）

○本日の会議に出席した者

委員長	前垣信三君
副委員長	幸村香代子君
委員	亀田英雄君
委員	友枝和明君
委員	成松由紀夫君
委員	野崎伸也君
委員	橋本幸一君
委員	橋本隆一君
委員	古嶋津義君
委員	増田一喜君
委員	村上光則君
委員	山本幸廣君
委員	矢本善彦君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩本博文君
新庁舎建設課長	谷脇信博君
新庁舎建設課 新庁舎建設係参事	辻雅彦君
企画振興部長	福永知規君

○記録担当書記

岩崎和乎君

松本和美君

（午前10時00分 開会）

○委員長（前垣信三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設に関する特別委員会を開会いたします。

◎新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査

（新庁舎の方式について）

○委員長（前垣信三君） それでは、特定事件であります新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

現在、本委員会では、基本構想作成に当たり、本構想のたたき台中、特に新庁舎の方式に係る部分に関連して、委員より御提案いただいた本庁方式における集中型、あるいは分散型の案に基づき、そのいずれを採用するかについて、熱心に御審議いただいております。

しかしながら、前回の本委員会において、執行部より、市民検討委員会からの意見を取りまとめたたたき台において、委員会として異論がある場合は、原文と併記の上、パブリックコメントに付するとの答弁がございました。

そこで、この際、前回まで行っておりました新庁舎の方式の案についての詳細な審議を一部保留し、市民検討委員会から提案された基本構想の文言について、各委員の意見を聞き、異論があれば、基本構想のたたき台に複数の意見を掲載することにより、速やかにパブリックコメントを実施するように進行したいと思っております。

まずは、前回までの審議経過の確認をいたし

たいと思います。

執行部より諮問がありました基本構想の確認で、回数1、2について御確認をいただいたと
思っております。すなわち、回数1、現庁舎の
課題、回数2、新庁舎の必要性については、平
成28年5月16日の確認ということで御了解
をいただきました。

今回は、回数3、回数4の新庁舎の考え方について御審議をいただくことになろうかと思
います。皆様のお手元の資料を御確認いただ
きたいと思えます。委員各位には事前に御熟読
いただいたと思いますので、よろしくお願いを
いたします。

本日は、回数3の新庁舎建設の考え方について御審議をいただくこととなりますが、その項
目の大項目1、新庁舎建設の方針について、3
つの方針が提示されております。

まず、その最初に、現在の敷地内に行政機
構・組織を集約配置する本庁方式とあります。

ここで委員長より、執行部への確認をいた
したいと思えます。先日の委員会で併記でも構わ
ない旨の説明があったと思えますが、まずはこ
の方式、すなわち集中方式と、それ以外の方式
を併記すると理解をしてよいものかを確認を
いたします。この件は、審議の核心部分でもあ
りますので、あえて発言を求めます。

この件は、回数4の新庁舎建設の考え方、2
の、機能、規模、スケジュール、資金計画にも
大いに影響するものであると思えますので、最
初に確認をいたしたいと思えます。

谷脇課長。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） おはようご
ざいます。（「おはようございます」と呼ぶ者
あり）新庁舎建設課、谷脇でございます。よろ
しくお願いいたします。

今、委員長からの御質問でございますが、パ
ブリックコメントに上げる際は併記するという
ことで、先日お伝えいたしました。今回のやつ

につきましても、この組織を集約する本庁方式
というのとまた違う御意見がございますけれど
も、まとまれば、まとまればというか、出まし
たら、そちらが併記されることとなります。

以上です。

○委員長（前垣信三君） 今、谷脇課長からの
発言がありましたので、皆さん方には御了解を
いただきたいと思います。

それでは、審議を進めてまいります。

回数3の新庁舎建設の考え方1について、御
意見をいただきたいと思います。

○委員（亀田英雄君） 今のその併記ができる
という話、ちょっと前回の会議から時間もたっ
ていますし、どの部分にどんな形で入ってくる
のかというのをちょっと伺ってようございませ
うか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。イメ
ージでございましょうか、そのパブリックコメ
ントを出すときの。

○委員（亀田英雄君） 済みません、ようござ
いますか、続けて。

○委員長（前垣信三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。この3のところ
に入ってくるわけでしょう。そこに、どんな表
記の仕方で、どの部分に併記の形で挿入される
のかというところが、ちょっとつかめぬもんです
けん。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。イメ
ージ的には、今、A4判でしている――。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇課長。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。失礼
しました。今、イメージ的には、このA4判の
紙1枚でこのページが構成されておりますが、
結局これがA3判みたいな形になって、左側に
原案があつて、この右側に、この部分というこ
とをわかるようにして、この部分はこうですよ
という併記になるように考えております。

○委員（亀田英雄君） 資料がどういふふうか、
ちょっとしてから、もうちょっとよかね。どの

資料にというとかも。（「これが今説明した分」と呼ぶ者あり）済みません、探し出せん。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。今お手元の資料で、きょうの議題になっております3の新庁舎建設の考え方（1）というのを1枚めくっていただきますと、今、委員長がおっしゃりました、大きな項目1の新庁舎建設の方針というのがございます。で、この新庁舎建設の方針というところで、違う御意見がありましたら、その部分につきまして、意見が分かれた場合ですね、は、こちら右側のほうに、結局その部分はこうですよ、ああですよっていうことを言っていて、その部分が併記されてパブリックコメントのほうに出るということになります。

○委員（亀田英雄君） この前、前回の会議ですよ、済みません、ちょっと記憶が定かじゃなかもんですけん。前回の会議の最後の部分で、こっでよかですかちゅう話のあっじゃなかですか。その前の部分はもう確認でよかったんですね。済みません、言いたかつはですね、両論併記でということなんです、委員会ですよ、予算までして、修正した形でずっとここまで来よう話ばですよ、委員会として何の方針もなくてそのまま出してよかもんだろかなとひっかかるもんですけん、ちょっと今聞いてみたんですが。その辺は何も差し支えなかったですかね、委員会として、両論併記で。

○委員長（前垣信三君） 委員長から執行部に確認をいたします。

今、谷脇課長が説明をしていただきました、このたたき台、考え方1の、ページ数でいうと10というところですが、これがA4がA3になって併記をなさるという話だと思います。これ、後の新庁舎の、市民のための市民にやさしい庁舎とか、可能な限り仮設庁舎をつくらなくて新庁舎を建設するというのは、別に大したことではないと思いますし、あと書いてある

のもいいんですが、最終的にですね、この考え方の2になりますと、新庁舎の機能ですとか、あとはスケジュール、資金計画なども同様な形で併記がなされるのかどうか。そのあたりをまず確認をしたいと思いますが。

はい、谷脇課長。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。済みません、こちらの中身なんです、本編、要は完成品に併記するというふうにとられてらっしゃるのか。はたまたパブリックコメント、——私たちが申し上げていましてのはパブリックコメントにはもう両方の御意見を並べて、ホームページから公表しますよと。もちろんホームページだけでなく、あちこちにもだと思いますが、そうやって市民の御意見を承りますよということでございます。

ですから、要は、本当このページの、このページといいますか、A4判の今あるページの右側に違う御意見が並んで出てくる。さあ、市民の皆さん、いかが思われますかという形になるかと思えます。

○委員（亀田英雄君） 今、谷脇課長が言いなつた違う意見の位置づけですたいね。そこがちょっとどげんだろうかと思うとですよ。これは、言え、どっちも執行部提案になつという話なんですけど、違う意見はどっから出てきたかという話になってくつとですよ。その位置づけが、そんパブリックコメントの中でどう審議されていく、理解されるのかなと思うとですけどね。どんな位置づけで。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。執行部提案と今おっしゃいましたけども、例えば、せんだつての案3ですね、250人削減されるんだという案につきましては、質問がございまして私もお答えしましたように、250人削減される根拠は、こちら執行部のほうは持ち合わせておりませんというお話をさせていただきました。で、そういうふう、執行部提案という

のは、あくまでも執行部がちゃんと責任を持って説明できるやつが執行部提案ですので、執行部提案させていただいたのは、最初案から見直しました案ですね。要は、2万3500平米と言うとりましたが、第1回目をやっぱちょっとそれは大き過ぎるぞと、この時代、この御時世にというお話があって、2週間後ぐらいにお出ししました1万9800平米、あの辺の面積、あれが要は執行部の案で、要は市民検討委員会の意見を踏まえたところで、そこを壊さないように出せた、説明ができる範囲の執行部の執行部提案ということになります。

○委員（亀田英雄君） 時間がたつので、私の記憶が定かじゃなかったですが、2回目の116だったか、それが、今、執行部提案という形になっという話だったんですが。そのとき、いろいろ話のあったじゃなかですか。成松委員提案とかあったでしょう。今度はそれば執行部提案としなっというですか。それはおかしかでしょう。それは、ごめん、それは成松委員の名前を出したのは悪かったばってん、そういう話のやりとりもあったじゃなかですか。それを言われたけん、減額したつば、今度は執行部提案というとは、あくまでも執行部提案は134億じゃなかですか。だけん、その位置づけが私は問題だと、わからぬと言ひようとするたい。何かいいように取り違えて、ここの場で発言されると、何かその情報だけがひとり歩きしていく。250人削減という案という話だったんですが、それ、橋本委員の質問に私が答えたじゃなかですか。削減するという案じゃなくて、支所を、ある程度施設を有効利用すれば、した場合に、このような案が考えられるという話で説明したと思うんですけどね。まあ、マスコミさんのほうもちょっとそんな感じで捉えとる部分のあったけん、出たっですが。そのように捉えていただくと、話が若干違ってくるというふうに思うんですよ。で、今、執行部提案というのは、私は

130億と思う。ちょっと話がそれますけど。執行部提案というのは、それはどうですか。今度、第3案というのは、どのような位置づけになっというですか。位置づけがわからぬことになっていくとじゃなかですか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。第3案につきましては、せんだって亀田委員とか幸村委員とかとお話しする中で、いろいろお話を承りながら、私は無機質な状態でつくりますよということをお答えしたかと思います。

○委員（亀田英雄君） うん。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 要は、それに対する数字の根拠とか何かは、私たちは持ち合わせませんがいいですか。ただ、この様式で完成させますね。ついては、そちらの御意見を全部反映させたということではときますよ。だから、想定という言葉が何回も出てきたかと思ひます。それが第3案ですので、こちらにつきましては、特別委員会の委員さん方、一部というふうに表現せないかぬとでしょうけども、一部の委員さん方から出た案ですということで表示せざるを得ないかと思ひます。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、関連で、亀田さんの関連でよかですか。反論とかじゃなくて。

○委員長（前垣信三君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 整理する意味で。私が受け取っというとは、今、亀田委員が言ひなる134億、2万3500平米が執行部案で出た。で、その後に1万9000平米ぐらい、私たちからすると、ごとと減った案がまた執行部案として出てきた。それは説明できる範囲というとは、今、谷脇課長が言ってるのかなと思ひます。で、今、第3案と言われているのは、成松案とかもちらっと言われているんですけども、私があるとき言うたとは、この134億の2万3500ば、ごっそりちょっと削り過ぎじゃないかと。この間ぐらいのやつは何か執行部としては考え

ていないんですかっていうお尋ねに対して出てきたのが、それが第3案と思うとですよ。その第3案というのは、私がどうのこうのと言った発議案でも何でもなくて、私はそもそも第一発目の134億の2万3500平米が妥当じゃないかなという思いから、2万平米切ったやつが出てきたので、もうちょっと中間ぐらいで説明できるやつの案は執行部案としてはないんですかと言ったんですが。まあ、執行部とすれば、それは説明はできますと。できますけれども、うちの執行部案ではありませんよというような、くぎを刺されました。それが、成松案みたいな名前になったので、私もちょっと心外だったから、これは成松案じゃなくて、中間ぐらいのを出してくれということの話を質問したときに、じゃあこれは特別委員会案でよろしいですねということで、私が質問して出てきた案だから、それでいいでしょう。で、今回、亀田委員含めた皆さん方が出てきた案が第4案で、これも特別委員会案だと私は理解しとっです。だから、位置づけ的には、多分、私が質問して出てきたのと、亀田委員もろもろの諸先輩方が質問して出てきた案は、出てきた案ではあるんだけど、ただその第3案については、範囲の中だから、説明は執行部はできます。第4案については、分散型なので、執行部としては考えてなかったから説明がなかなかできないんですよという話というふうに理解は私なりにはしとるんですね。今、亀田委員がるる質問されとる中の、そこで本題に戻したときに、両論併記というのも、それもこの間私が言ったと思うんですけども、何せ時間的なものがあるから両論併記でも構わないんじゃないんですかというのは、野崎委員が質問された部分ちゅうのは、たしかこの第1の7ページ目だったと思うとですけども。庁舎の分散化による利便性や業務効率の低下という文言について、野崎委員がやはり自分たちが主張しとる分散型のやっぱり意見からすると、こ

の辺が明記されてパブリックコメントをされるとちょっと違うんじゃないかというふうなニュアンスに私は受け取ったので。であるならば、そういう特別委員会の中からこういう意見が出ましたよっていうのを、両論併記してでも進めたほうがいいんじゃないんですか、それは可能ですかっていう話の中で、執行部が、それもまた可能ですよというお話だったので。

何はともあれ、こういう未曾有の状況なので、委員長よろしくお願ひしますというお願ひをして、委員長がそれをまた執行部に確認されて、可能なのかということで、ここに来たと思うんですね。あのとき、橋本隆一委員が、表記とすれば、両論併記のやり方として、一部委員さん、私も追従していったと思いますが、一部委員というか、庁舎特別委員会の意見という形で両論併記していったらいいんじゃないんですかというふうなお話できようになっているというふうに理解してまっすけれども。それは執行部いかがでしょうか。今の考え方でいいのか。違うなら違うで言うてもらわぬと、またみんな違う形の認識で進むとおかしくなるんじゃないの。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。今、成松委員がおっしゃられたような感じで、私どものほうも受け取っております。

○委員（成松由紀夫君） じゃあ、いいちゅうことですね。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい、それでお願いします。

○委員（亀田英雄君） 初めに課長が言いなつたときは、3案が、私、今言う、一部の委員とかっていう表現じゃなかったですか。4案まではいかぬだったでしょう。そして、第2案も一部の委員じゃなかったですか。一部の委員って表現があるもんだけん、こげん言うんですけど。だけん、その位置づけというところが、いかなもんなかと私は言いよとですけど。あくまで執行部提案というのが134億で、次、2か3か4

か、ようわからぬ、話がちょっと今錯綜しとつとですが。あとはもう、一部の委員という表記ばすつとかという話ですよ。部長、谷脇課長ばかりで責任を負いきつとですか。谷脇課長だけが前面に出てきよつとですが、私は谷脇課長が大好きばってんが、何か話の間違えればですたい、人間関係まで悪うなるもんだけん。大事なときは、部長、答えてくださいよ。

○財務部長（岩本博文君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総合的にですね、いろいろ判断しまして、もともとたたき台として私たちは出させていたでいております。そういうたたき台の中で、いろんな御意見をいただくというようなスタンスです。

ですから、この委員会の中で、まず134億という提案に対して出された意見に対して修正をしたと。そして、さらにその修正案に対して、また意見をいただいて修正をした。そして、またさらに意見をいただいて修正案が出てきたということで。最終的にはどれなのかというようなことになるかと思えますけれども、その最終部分にたどり着くのがなかなか難しいということで、もともと出された134億に対する意見が、両論併記というたら二者択一みたいな形になりますけれども、いろんな形で出ておりますので、そういう複数的なところもある程度必要かなと。その複数的なものも同じような要素も若干含んだところがございますので、その辺は取りまとめるようなところも可能ではありますけれども。

ということで、一つがあつて、一つがあつての両論併記ということで極端にまた考えてしまうと、非常に取りまとめがしにくくなるんじゃないかなという気がいたします。

○委員（亀田英雄君） で、結局どげんしなつとですか。そして、何案あつとですか。どうぞ。考え方はこれでよかつですが、結局何案あつて、

どげん表記の仕方になつとか、今のはわかりにくかですたいね。イメージがまた壊れてしまつたし。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。今、形上といたしますか、今現在テーブルに上がっておりますのは、3つの案だと認識しております。

1つは、そもそも出しました、2万3500平米という面積で出した、今、部長が申しましたように、134億円の事業費。その分でございましたが、それはもう1回執行部でしっかり煮詰めて、小さくできるところはするということでやった答えが、1万9800平米でしたので、それをもう一つの案と考えております。

2つ目の案は、行き過ぎじゃないかという委員会の意見の中で、せめて防災機能と市民の活動拠点の機能はもとに戻せと言われて、だったらどうなるんだというふうに出したのが、第2案ですね。要は、2万500平米です。

と、もう一つの案と申しますのが、要は、分散型にして、支所とかその他の施設を活用することによって本庁が小さくできるだろうということで出された分散型の案。1回出してみました。が、ちょっとそれは事務局の捉え方に問題があるということで、たたき直してつくったのが、先日、5月16日に提出させていただきました、要は亀田委員初め一部の皆様の考え方が入った案、これが3つ目でございます。

その3つが、だけん、併記するならば並ぶんじゃないかというふうに考えております。

○委員（成松由紀夫君） ちょっと確認。じゃあ、2万3500かな、（「134億」と呼ぶ者あり）は、載せないんですか。我々はその原案、賛成なんですよね。市民の皆さんの声も、この状況になったときに、防災機能をしっかりと充実させて、市民検討会からも上がっているだろう、る意見がある中でですね、やはり原案だったよねというお話が、済みませんが、多いんです、私の周りには。ほかの委員さん方はど

うかわかりませんが。その原案は残っているんですか、残っていないんですか。それは残しとかなないと、また話がおかしゅうなる。だけん、4案あると私は思うとつとばってん、どうなんですか、そこは。私はそげん説明を聞いたけど、ね、執行部からは。だから、3案に、こないだ出てきて、プラス1で4案でしょう。そこをはっきりしとかなないと。

○財務部長（岩本博文君） はい。市民検討委員会で検討していただいて出した案が、たたき台という名のもとの2万3500平米。（委員成松由紀夫君「うん、そうでしょう」と呼ぶ）これが基本の案として、根本的にたたかれる台として残っております。これを基本として、面積を減らした案、そして減らし過ぎて若干プラスした案、そして分散を中心とした案ということで考えれば、4つの案が、今この委員会の中に提示されているような状況です。

○委員（成松由紀夫君） はい。だと思います。そういうふうに説明を聞いてたので、第4案ちゅうのはこの間出てきた案で、その中で、とにかく特交だ何だいろんなことを言っても、確証があるものはまだ合併特例債しか残ってないと。確証があるものは、現時点で。そのスケジュールと、やはり市民の方々のいろんな御意見ですね、この状況で。それをこの間、少しでも早く、もう皆さんの認識は、少しでも早くやりたいという認識は一緒なんだと。方向性が一緒のところまでまとめぬといかぬというときに、野崎委員が言われたように、なるほど最初からの主張どおりの考え方ですね、野崎委員以下皆さん方の意見からすると、この市民検討会の、皆さん方のこの市民検討会案ですか。これを、この中でいけば、やっぱり7ページ目の文言は、確かに否定的な、分散型に対する否定的な文言だから、これはちょっとって言われる話が出たので。であるならば、そこはちゃんとこういう意見が委員会の中であったということで、両論

併記しながらでも、一致しているところは一致しているということで、パブリックコメントに出してみたらいいじゃないですかという話で、可能ということなので、やっていただきたいというのと。

それと、もう1点ですね。一部の委員というところで、ちょっと亀田委員が言われた部分も、私はあのときの記憶ちゅうか、私のとり方ちゅうのは、その意見を載せていくっていうところに、一部の委員ということだったですね。で、私、これ熟読するようになって委員長からのお話もあって、きょうは臨んでおるんですけれども、市民検討会の皆さんの意見に対しては、我々、原案賛成なので。これを見ると、なるほどやっぱり今、今回の、今の被災してからの状況も含めて考えると、私はですよ、私個人は異論がないんですよ、この市民検討会案に対して。だから、そういう人間もいるわけですよ。だから、その中で、この委員会案として、委員会の御意見として、この分散の部分、業務効率の低下っていうことに、こういう一部の委員からあったというときに、私は誤解されたくないなっていう思いがあるので。そこはやはりこの委員会の中の何々委員からの意見とか、全協のときにつくったような形の様式でつくっていただかないと、市民に私たちはなかなか、——自分の後援者、いろんな御意見いただく方々に説明ができないので、そこまでしっかりきょうは確認していただきたいなっていうふうに思っております。

○委員長（前垣信三君） はい。私のほうから、委員長のほうから確認をいたしておきます。

○委員（成松由紀夫君） いや、私の今、質問です。

○委員長（前垣信三君） 答えますか、執行部から。

○委員（成松由紀夫君） そこまで可能なんですか。両論併記の中で、一部じゃなくて、書き方が。様式としてそれが可能か可能じゃなかか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。委員会のほうで決まれば、それで可能でございます。

○委員（成松由紀夫君） そういうことですね。はい、わかりました。

○委員長（前垣信三君） はい。今、話がありましたように、基本的には早い回にこの委員会を終結をしないといけないと思います、委員長としましては。今、出ておりますこのたたき台について、3の新庁舎建設の考え方、（1）新庁舎建設の方針で、ここにはっきり1番目に集中方式とうたってあります。これに集中方式じゃなくて分庁方式もあり得るんですよという書き方ができるもんかどうか。今、皆さんが審議されておるのは、3なのか、4なのかという話なんです、その前に大事なことはここではないかなと思うんですね。ここに併記がなされて、その後、それに合わせた併記がなされるのであればいいんですけど。まず、一番大事な根本、順番からいきますと、この本庁舎方式であるというところに、分庁舎方式もあり得るという併記がなされるのかどうか。このあたりが一番大事なことかと思うんですね。そうでないと、恐らく審議が先に進まないと思うんですが、執行部、どう思われますか。

はい、谷脇課長。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。今の委員長のおっしゃり方は、要は、この本編の中に、組織・機構を集約する本庁方式の中でも、集約と分散があるというふうに併記するののかという御質問――。

○委員長（前垣信三君） いや、違います。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） じゃないですね。

○委員長（前垣信三君） 違います、はい。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） であれば、全くこれとは別のものとして、横にくつつく形。先ほどから申していますA3判の右半分という言い方をしていますけれども、右半分にそれと

は全く違う文言が併記される。要は、市民検討委員会から賜ってこちらで整理した文章と、じゃない文章がありますよね。

○委員長（前垣信三君） はい。そのあたりの確認ができれば、るる話に出ておりました7ページの、いかにも集中方式ではないかという文言があるということも、併記をすることによって、さほど影響はないかなとは思いますが。そのあたりを含めて審議をしていかないと、恐らく堂々めぐりでいつまでも進まないと思うんですね。ですから、今、谷脇課長から確認をしましたので、A4判がA3判になって、分庁舎方式もあり得るという併記ができるわけですね。そこだけを確認ができればいいので。そのあたりを踏まえて、審議をいただきたいと思います。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。パブリックコメントをですね、早くしたいということで、今もなかなかまともに入っていく中で、いろんな意見があるから、仕方なく両論、2つですね、違った意見を載せてパブリックコメントを出すんですよという話が、今、進んでるんですけど。よくよく考えてみるとですよ、何も決められない会議なんですか、ここは。執行部も何も決められない組織なんですか。おかしいでしょう。だって、私たち議会は、市民の代表なんですよ。代表であって、執行部が出してきたたたき台、これに反対だから、この特別委員会というのができたんじゃないんですか、だって。そこで、たたき台をたたき直して、谷脇課長は一番最初のときに、つくってくださいと言わしたです、ここで。つくり直してくださいと。そして、できたやつばパブリックコメント出しますけんという話で進んできたんですよ。そしたら、前回のこのスケジュール、何か取ってつけたように出とつとですけど。そして、またこやん意見があって、別の意見があって、それを出して、市民の皆さんに選んでもらいます、二択ですと。

じゃあ、何のために議会があつとですか。おかしかでしょう、そやんやり方、パブリックコメントで。何も決められぬとやったら、こやん特別委員会なんてつくる必要ないんですよ、大体。

（「委員長、よろしいですか。今の……」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください、まだ質問中です。今までですよ、パブリックコメントとかいろんなことをやってきたんですけど、見てきた中で、役所がですよ、こういう案で成案をつくりました。これでいいですかという尋ね方しかしたことないでしょう。二択、三択並べて、それば市民に選ばするごたつことしたことなかでしょうもん。そやんやり方おかしかでしょう、パブリックコメントとして。しかも、パブリックコメントというのは非常に危険ですよ。見る人もおれば、見らん人もおる。そやん中で、それが市民の意見ですて。しかも、その意見に責任は持てないでしょう、誰も。責任を持つために、この議会というのがあつとでしょう、だって。市の方向性ば決むつとに。そやんやり方おかしかでしょう。委員長、私はちょっと反対です、このやり方には。特別委員会をつくったのは、執行部が持ってきたたたき台に反対だから、ここできつくり直しましょうねと、1つの成案をつくりましょうねということで、特別委員会をつくったんですから。2つ並べて出すなんて話ばできないですよ。1つのたたき台、成案しか出せません。

○委員長（前垣信三君） 執行部に確認をいたしたいと思います。

今、本委員会で審議がなされている部分、公に公表する部分、これは議決事項では私はないと思うんですが、そのあたりの意見を聞きながら、最終的には、この特別委員会で方向性を決定する。これは間違いないと思うんですね、どういう形にしろ。そのあたりの認識が、何かこうもやつとしとるもんですから、話があつち行ったり、こっち行ったりするんですが。あくま

でも、ここで審議した内容を市民に公開をして、市民の意見を聞く。しかし、最終的にはこの委員会で決定をするというプロセスであると私は思うんですが、そのあたりは執行部はどう思われますか。これが一番大事なことだと思います。

○財務部長（岩本博文君） はい。通常であります場合は、野崎委員がおっしゃったように、1つの意見に集約されるかと思います。でも、これだけ議論がいろいろ伯仲する中で、両論併記というのもありかなというふうに思います。今回は、先ほども申し上げましたように、たたき台として御意見をいただきたいというスタンスで臨んでおりますし、そういう中で、いろんな意見がありましたというようなところを示してパブリックコメントに臨むという姿は、それはそれで正しい進め方かなというふうには思っています。

○委員（野崎伸也君） 正しくないと思います。（「正しくなかったい」と呼ぶ者あり）というふうに私は思いますし、議会として、だって、こやんて特別委員会までつくって何回もやっているのにさ、1つの成案もできないちゅうのは恥ずかしいことですよ、だって。だけんが、議会として出した案、これをたたき台として出すでしょう、議会が。提案出すでしょう。だって、つくってくださいって最初言ったじゃないですか。首かしげんちゃよかですよ。手挙げんてよかです、まだ。そのたたき台ばつくってほしい、こっちは出すとだいけん、そればするかせぬかは執行部の判断なんでしょう、だって、前から。そればちゃんとのめるのか、のめないのか、あとはそこで交わえるところがあるのかどうかちゅうのば決むつとが執行部なんでしょう。議会は議会としての案ば出すとだいけんが、そのためにここはつくつととだいけん、この委員会ば。それでのめないようであれば、それはもう、それなりの対応しかないんです、議会は。いや、いいです、答えなくて、別に。質問して

いるわけじゃないですもん。

○委員（成松由紀夫君） なら、よろしいですか。よかですか、委員長。今、質問じゃないちゅうことだったので。委員長、よろしいですか。

○委員長（前垣信三君） はい、どうぞ。

○委員（成松由紀夫君） はい。この委員会設置がですよ、あたかも議会は全部反対なんだからできたんだという表現はちょっと控えていただきたいというのはあります。というのは、先ほどから言うように、我々は最初からの執行部の成案については反対もしてないし、むしろいい案だと思ってますし、またこの未曾有のですね、状況になったとき、今、市民の皆さん方から本当大変な意見を、お叱りも受けています。それはそれぞれ、その考え方だけじゃありませんが、私の中ではですね、もう大方の方々が、早く議会は進めてくれと、早くつくってくれよと、何しよっとかと。特に本町、通町の人たちは、ハーモニーから総合体育館、うろうろうろして入れぬかった。通路におった、駐車場におった、いろいろな御意見でですね、お叱りも受けとる中で、いろいろな御意見が。結局ですね、執行部を少し高圧的に、あんたたちがつくって言うたろうが、成案でけんとかじゃなくて、そこはですね、もう両論併記でもいかないと決まらないから。この委員会の中で一致をどうしても見ないから、やむを得ず両論併記というのは、この間出てきた苦渋の決断ですよ。苦渋の決断の中で相まみえるとすれば、両論併記で、パブリックコメントで、市民の皆さん方どうですか。そして、この市民検討委員会の案でしょう、これ。市民検討会の皆さんから出てきた部分についても、やはりこの委員会の中でどうしても納得できない、のめないという御意見があれば、それは両論併記してということで、とにかく1回パブリックコメントまで投げましょうと。これがまた当然返ってくるわけだけんですね。これが何か今、話聞いとったら、あた

かもここで作ったやつを市民に投げかけて、そして、そこで決まるかのような話になっとなんですけど、このスケジュールを見たら、取ってつけたと先ほど表現があったんですが、そうじゃなくて、パブコメやります、市民検討会にも報告されます、そしてまた、ボールが特別委員会に報告としてまた返ってくる、そして、その中で、またもむわけでしょう。ただ、そのスケジュールを少しでも、ああでもない、こうでもないということよりも進めようということで、委員長もこの間、執行部と意思確認されて進めるという話なので。もうそういう形で進めてもらえんですかね。そうせぬと、市民はもう納得できないと思います。いろいろそれぞれ意見はありますが。

○委員（山本幸廣君） 今、市民は納得いかないというのは、それは成松委員の考え方であって。（委員成松由紀夫君「私がとりまきですね」と呼ぶ）あなたの考え方であって、私たちはずっと今回未曾有の中で、私たちは毎日のように被災者、被災場所、被災者の方々と語っていますよ、今でも。あなたはあなたの考え方なんです。あたかも市民が、全員の12万人の方々が考えるような意見というのは差し控えてください、そういうのは。

それはなぜかといいますと、この前の全協でも、市長、副市長に私のほうから意見を申し上げました。今、避難場所の方々、そしてまた校区の方々というのは、やはり公民館、出張所とこののをですね、利活用、活用していただきたい。そこが一番のですね、ワンストップの窓口なんですということなんです。それがもう大半ですよ、今。逆に、この大地震のおかげです。

だからこそ、私は、もとに戻りますけど、そういう市民の方々が、ほとんどの方々がそういう意向、成松委員が言われた意向というのは、私はないと思う、はっきり言ってから。そこは

明確な私の考えですからですね。

それと、これは私からですね、委員長、ひとつ確認をさせてください。あたかも134億というのが、それは執行部の最初から考えた私は成案ということじゃないと思う。その前は78億じゃなかったですか。78億だったでしょう。

（「一番最初は78億」と呼ぶ者あり）一番最初は。資料を持ってきましたよ。78億だった。78億の根拠について、いいですか、78億の根拠、これが、78億は、68億が建設関係、それから外柵から解体工事が10億円、これであなた方が参考に書いているのが、30平米で654人という数字を書いています。それから、あなた方、134億あったのが799人じゃないですか。我々は平米単価を含むでありますけど、これは資材の高騰なり、人件費の高騰というのが理由でした、134億というのは。今のこの状況の中でですよ、まだ資材の高騰というのは上がったのですか、上がってないんですか、この大地震と東京オリンピックの中で。そういうのを精査するのもですね、この特別委員会の使命なんですよ。

財政を見てくださいよ。今の八代市の財政というのは大変な財政ですよ。そこあたりを含めながら、これからやっぱし専決をして20億も、それから仮設のプレハブも一緒ですよ、皆さんが（聴取不能）きた。ほとんど、きょうもマスコミの報道しておられましたように、私は全額補助金が来るだろうと、激甚も含めて。いわゆる特例の措置もないような状況で、今、一生懸命、国会議員の先生なり、——政府としては特例の措置については時期尚早であると副総理が言っているじゃないですか。そういうことは予備費で賄いますよ。これで我慢しなさいよというのが今の政府の現状やないですか。そういう状況を考えればですよ、もう少し私たちは真剣に、本当に134億が成案だったのかということを執行部は考えてください。もともと78

億が成案ですよ。それからスタートしたんですから。私は、ばってんが5案と思っているんですよ、今でも。だからこそ、今まで議論がなってきたんじゃないですか。委員長。前に進めてください。早くつくるなら、委員長、早くつくるならば——。

○委員（成松由紀夫君） いや、山本委員。今、言われた部分でですね、市民全員がそう言うてるじゃなくて、大方、私の周りのです。それぞれ皆さん違うと思いますが、大方の中で、早く、少しでも早くつくってほしいと。皆さん方も少しでも早くつくりたい。そこは一致しているわけであって。ただ、集中方式というところは、今、避難されている方々の意見もですね、——だから、公民館の問題、その避難箇所の問題についても、この間発言したように、それはそれで、また企画ですかね、どこになるか、別のところで考えるべきで。それはそれで進めていかないかぬと思うとるんですよ。ただ、やっぱ本庁、新庁舎の部分ちゅうのは、やっぱどうしても1日も早く進めんと。これ、決まらないでしょう。市民の皆さんがやっぱいろんな意見の中で、言われている中で、これを進めていくということになると、78と言われますが、これは単純に坪単価、平米単価の問題でしょう。あるいは、23年の試算で78、大丈夫ですか。それで現時点で試算した。で、134億。あれ、35万が50万になったと思うんですよ。だから、それはもう環境センターの分も一緒です。24年9月の段階と25年で全然また単価は変わった。今、山本委員御指摘のとおり、じゃあ震災も来たぞ、東京オリンピックもあつぞ、まだ上がらせぬかい、そこの部分で財政問題を俺は心配してるんだという御意見もわかります。だから、——ただその中で、やはり少しでも早くやらなきゃいかぬということはですね、きらびやかなものをつくるのではなくて、もともと成案は、78億と134億の規模と機能と予

算ちゅうとは一緒なんですね。金額が上がったちゅうだけで、平米単価が。だから、そういうふうに私は理解していいんでしょう、78と134億は。

○委員（山本幸廣君） 成松委員が言われたですね、——どうぞ、そこ挙手しなさい、挙手ば。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。平成25年度末と平成26年度末の2カ年にわたりまして、財政計画のほうをつくらせていただきました。当時は、まだ新庁舎建設というのが、まだ場所を決めている段階でして、どのくらいの規模なのかというところで、先進地事例、当時の平成23年度の事例、平成23年までの事例をもとに、大体1万9620平米ぐらいのかなというところではじいたものです。1万9620平米です。それに、当時の単価でありました34万6000円を掛けておりますので、78億。これは、これでできるんだというために出した数字ではございません。これは、何回も特別委員会で申しましたが、財政計画をつくる際にはどうしても幾らぐらい借金するのか、その借金の返済計画はどうなるのかというのを押さえないと、経常経費が固まらないものですから、ある程度の数字を入れます。そのある程度の数字を入れた数値と事業費が78億円だったということでございまして、それで1回、1回というか、何回も説明はさせていただいておるかと思います。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） それが50万になったということではよかったいね。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。

○委員（成松由紀夫君） はい、了解しました。

○委員（山本幸廣君） 谷脇課長にお願いしたいのは、あたかも私たちが、私が言っているのは、78億が間違っているような感じをですね、今受けたんですけども、間違っていないですよ。先進地をあなた方が視察をして、そして数字を

出されたんじゃないですか、この78億というのは。私たちの特別委員会なり会派で視察を、いろんなところを視察を、先進地視察をしてきましたよ。例を申し上げれば、岐阜県の小牧市（「小牧市」と呼ぶ者あり）小牧市。同じ人口で40何億だったですよ。皆さん全部、ほとんどの方々が、——あれ自民党だったかな、視察行ってから。（「自民党、一緒に行ったですたい」と呼ぶ者あり）一緒に行きましたよ。すばらしい庁舎が建ってましたよ、その当時。だから、これは大変議論したんですよ、78億というのは。そこあたりは間違えないようにしてください。理解をしてください。いいですね。

○委員長（前垣信三君） 小会とします。

（午前10時48分 小会）

（午前11時01分 本会）

○委員長（前垣信三君） 本会に戻します。

古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） はい。前回の委員会の中で、分散型については、課題についてちょっと申し上げました。ただ、お答えは要りません。先ほどちょっと小会のとき申し上げましたように、執行部じゃないから、委員さんがですね、答弁は十分じゃないだろうということで、そのまま配慮をしたつもりであります。大きな気持ちですよ、ここは先ほど委員長が言われたように、幾つか案がありますので、それを併記して出したほうがいい、先に進むためにはですよ。というふうに私は思っております。

○委員（野崎伸也君） はい。私はそれは反対だと思います。今までずっといろいろ話を執行部としてきたですけど、結局、執行部案というのは一番最初に出された、多分、何案かわからぬですけど、それが成案ですということでしたんで、とりあえず意見ばいたきたいという話ば、きょうはちょっとニュアンスが変わってきたばってんですね、一番最初のときは違ったで

すけど、そやんふうな思いで今やっていますよって、執行部であったんですから、じゃあ、特別委員会は特別委員会のちゃんとした成案を、基本構想の成案をですね、1つのまとめたやつを出すべきですよ。二案、両論併記でやりたいという話、パブリックコメントで。であれば、執行部案と特別委員会案というのを出せばいいんじゃないんですか。私はそれでいいと思いますよ。私はそうしてもらいたいと思います。

○委員長（前垣信三君） はい、委員長から確認をいたします。

今、併記ということ、皆さん方が了解をしていただいたと思いますが、併記の中に幾つか、2つじゃなくて、3つ、4つの併記があり得るかもしれませんね、併記としては。それはあくまでも、1つであろうが、3つであろうが、特別委員会の案ということには間違いはないと私は思うんです。そういった併記の仕方であれば、執行部案と特別委員会の案という併記の仕方があるかなと思います。何遍も申し上げますが、これは決定事項ではないんですから。これを市民に見ていただいて、その後のプロセスの中の1つの過程だと思うんですね。これをしなくて委員会で最終決定ができるのであれば、非常に委員長としては楽なんです。1つのプロセスを通じて最終的な方向へ向かうためには、なるべくこのあたりの審議を早目にしていけないといけないと思うんです。ですから、皆さん方にいろいろ異論はあるとは思いますが、委員会案として幾つも併記をされることは差し支えがないのかどうか、まず執行部に確認をしたいと思います。

○財務部長（岩本博文君） はい。当初はですね、やはり1つにまとまってということ、これをつくり上げていきたいというような計画を持っておりましてけれども、時間、何回も何回もするうちに、いろんな案が出てきたというような今の状況であれば、1つのたたき台が、

基本的な案が示されて、複数の案が特別委員会の中でいろんな形で出て提案されたということで、複数案の提起が、委員会としていろいろ意見として出たというような位置づけで、パブリックコメントに入らせていただければいいかなというふうに思っています。

○委員（山本幸廣君） 私たちはそういう考えは持ちません。私は、やっぱり特別委員会は特別委員会できちっと新庁舎建設というのをですね、規模や面積なり、そういう中で提案をされたわけですから。それについて、特別委員会としては、市民検討委員会からたくさんの市民の方々の意見をですね、しっかり把握しながら、その調査をしていくんですよ。調査結果、特別委員会で私はすばらしい案をつくりたいと、つくらなきゃいけないという、そういう使命感があるんじゃないですか、特別委員会というのは。私、そういうような併記は、——私は併記って余り好きじゃないんですよ。軍隊行きたくないもんだいけんですから。そういうことです。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） ちょっと聞きよるとですね、前回、併記ということも、私は確認されたというふうに認識はしているんですけども。それが、きょうは違うというふうに。だから、特別委員会として、何か総意としてそれを出されるというのは、ちょっとまた違うんじゃないかな。意味が違うんじゃないかなと。だって、まだ執行部案に賛成ちゅうか、理解している委員さんもおられるし、いや、違うんだよもおられるから。だから、委員会としての見解じゃないんじゃないかなと思うんだけど。そういう併記の仕方はないんじゃないかな。一応名前は出さなくても、誰々委員と名前を出さなくて、委員の中からこういう意見がありましたという形の併記であればいいんでしょうけれども、会と

して、委員会として、併記というのは、いささかぴんとこないところがあります。そのあたりはどうですか。

○委員（山本幸廣君） 併記というか、先ほど来、うちの嶋田君が小会中に説明したでしょう。最終的には市長が決められるんですよ、市長が。どちらを参考にされるかというのは、市長が総合的に判断をされるんですよ。だからこそ、特別委員会で、集中型、分散型の中で意見が分かれとるとするのは現実じゃないですか。それをどうやってまとめていくかというのが、特別委員会ですね、私、使命と思いますよ。併記、併記と言うても、併記じゃないんですよ。提案ですよ。調査した結果、特別委員会としては、このようにして市長に提案しますと。（「御提案っていう」と呼ぶ者あり）ということなんですよ。御提案ですよ。御をつけましょう、御提案ですよ。そこはみんな理解せぬでさ、もうスタートから間違っているんですよ、そういう考えは。委員長、進めてください。早く、早く――。

○委員（橋本幸一君） 私はパブリックコメントの前の段階という……。パブリックコメントの前の段階という意味ではですね、私はこの特別委員会でもいろんな意見が出たというのを、私は市民の皆さんに知らしめても結構と思うんですね。その中から、いろんなまた市民の皆さんの反応というのも出てくると思います。それからの、私は特別委員会の方向性の決定につながっていくと、私はそう思っておりますので。前回、委員会で決定されたとおり、私は進めていただきたいと思います。（委員山本幸廣君「当たり前のことだっけん、委員長、進めてください。ああだ、こうだ、もう聞きたくない」と呼ぶ）

○委員（幸村香代子君） 確かにですね、今まで言われているように、特別委員会は調査機関でありますから、最終的には市長が提案をまた再度されるというふうになってくると思うんで

すね。私としては、特別委員会をつくった意味はあったというふうに思っています。それはですね、やっぱりこの分散型とかっていうことについて、やっぱりテーブルにのってきたと。きちんと分散型、集中型というふうな2つの議論があっている中で、そういったふうな議論があるんですよということを、やっぱりテーブルに上げられたということについてはですね、非常に特別委員会の意味はあったというふうに思っています。

そうすると、今後の進め方ということになるんですが、今、もう特別委員会として一本化の案で出すべきじゃないかというふうな御意見もありますけれども、そういったふうに一本化するとかっていうのは、まだ次の段階でもできるというふうに思います。パブリックコメントというふうなやり方もあるということですが、それにつけ加えてですね、市民の皆さんにきちんと説明をする。市民対象に説明をする市民説明会、こういったこともですね、含めてやっていただきたいと。市民検討会あたりにまたもう一回戻すというふうな話もありますし、パブリックコメントもありますけれども、広くですね、いろんな関心が高くなっています。さっきの成松委員も言われた、山本委員も言われたように、多種多様な市民の皆さんの意見があるわけですから、校区単位、また全体的な単位の中ですね、細かに市民への説明会、その市民説明会をする上でも、こういったふうな案があるんだということをしきんと出すということは必要なことじゃないかなというふうに思うところです。

○委員長（前垣信三君） 今、幸村副委員長からの発言もありましたが、基本的にはパブリックコメントという手法で市民にお知らせをする、その前のまとめということでもありますので。併記といいますと、2つという意味じゃなくて並べるということですから、こんな意見があります、こんな意見があります、誰それが言ったと

いうことではなくて、こういった意見があるということをお知らせをする、それがまずパブリックコメントではなかろうかなと思いますから、それを踏まえた上で、最終的には市長から提案があり、また委員会なり、議会が審議することだと思うんですね。パブリックコメントが基本的には1カ月間かな、期間が。期間があるんですか。おおよそ1カ月間としますと、きょう終わったとして、これから1カ月間パブリックコメントにかけてやっていきましても、恐らく12月議会あたりまでには具体的な案は出てこないような気がします。分庁舎にするか、新庁舎にするかという話も出てきますが。ですから、考え方はですね、この委員会は議会で選ばれた委員会だから、決定機関だからということもわかります。しかし、プロセスとしては、こういったプロセスを踏まえた上でパブリックコメントを早く出さんといかぬということであれば、皆さん方にそのあたりのことを認識をいただいて審議をしていただかんと、いつまでたっても同じ、堂々、繰り返しかと思います。御意見はあるとは思いますが、何しろせっかくここで審議すると前回決めたんですから、これについて、いや審議しませんという話ではなくて、いろんな附帯事項を記載しながら、併記という形で進めるということで。まずは、この3番、4番について、皆さん方の御意見を伺って、進めないといけないのかと委員長は思います。で、一番のネックが、この3番の頭にある新庁舎は集中方式であるということの隣に、分庁方式でもあるというお知らせの仕方があるとするれば、そのあたりを選択肢ということで考えていただいて、皆さん方の意見を併記しながら、早急に進めていきたいと思います。いかがなものでしょうか。御意見を伺いたいと思います。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。前回まで確認した中で、そのような話だったとは、ちょっと記

憶の片隅にありましたものですから、進め方としては大方いいんですが、私が初めにこだわったように、表記の位置づけですよ。どこから出てきたという話で聞いたときに、ある一部の委員という表現だったでしょう。それはおかしいという話ばしたつですよ。それで大分違いますもん。だけん、そこばですね、しっかり確認せんと、やっぱりだけんずっと堂々めぐりの話になってくるとですよ。

だけん、執行部はですよ、あれだけ話ばしたつだいけんが、無機質で対応しますねという、断らんでもですよ、こげんしてガードをせぬでもですたい、委員会で多数決とればそげんなつとですけん。そいばってん、せぬで、委員長の配慮でせぬとですけんが。一生懸命理解する努力ばやっぱせんば、わからぬですよ。それが全然なかつたもん。ある一部の委員の案ですもんというぐらひの話では、それは野崎君の話になるですたい、ここで決めましょて。そこばどげんか、みんなの胸に来るような話で落ちつけばいいんじゃないですか。

○委員（幸村香代子君） その意見についてなんですけど、例えば今回の基本構想の案ですよ、これはコンサルに出してあって、——先ほど市民検討会の意見というふうに言われますけれども、基本的にはもうコンサルに出してあって、集中型でちゃんと成案化されたものです。そういったふうな取り扱いの中で、非常に分散型、絶対相対するですね、分散型については、非常に、もうぎつくばらんと言いますけれども、本当に苦労しながら、苦労しながら相談をさせていただきながら、提案をお願いした分になります。それが同じようにですね、扱われていくということとか、力の入れ方の違い、もっともつと成案化になってくるプロセスの中でですね、大きく違うということだけはですね、御認識をいただきたいというふうに思います。

それと、特別委員会の中で、先ほど併記をと

いうことがありましたけれども、先ほど成松委員のほうから、委員名も書いてということでありましたが、そうではなくって、特別委員会の中の意見としてあるというふうな位置づけとして表記をお願いしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

○委員（成松由紀夫君） やっぱりですね、そこは何か、議会広報でも採決でも名前が出ているように、やっぱ誰々委員がこういう意見だということをはっきり言わないと、やっぱそこ責任を負わないと、無責任な話になりませんか。そうせぬと――。

○委員（幸村香代子君） いやいや、そうなりませんよ。

○委員（成松由紀夫君） この委員会で、例えば、私、所属しとっですよね。分散型の意見でこう出てきたときに、それはお前たちも賛成しとっとかみたいな、どうなんだということをです、市民から言われたときに、いやいや、あれは違うんですよという話にはならぬからですね。だから、言いたい放題にならぬためにも、やっぱりそれなりにみんな責任持って言われたほうがいいんじゃないかなという意見です。

○委員（幸村香代子君） はい。私はね、そうじゃないというふうに思うんですよ。例えば、これについて、成松委員、ずっとさっきから、これでいいと思っているんですよということであれば、これでいいんですよという意見が併記されればいいだけの話だから。（委員成松由紀夫君「ああ、そういうことね」と呼ぶ）うん、これでいいんですよって（「それ、成松委員ってなります」と呼ぶ者あり）成松委員じゃなくて、これでいいですよという意見と、それでは違うという意見が出ているわけだから、まとめた案に対して、いいという意見もあれば、そうじゃないという意見もあるというふうに併記していいというふうに思います。だから、個人名をです、出される必要はなくって、も

しそんなふうに問い合わせがあれば、自分はこの分だったんだと、いいって言ったんだというふうに御説明されればいいというふうに思いますけれど。（委員成松由紀夫君「了解しました」と呼ぶ）

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

○委員（村上光則君） 基本構想としてですよ、集中型か分散型かちゅうことを、きょう決めてもらえないでしょうか。それが決まらんと、もう進まんでしょう。何回寄った、集まっても、会議しても。（「委員長、進めてください。議事進行」と呼ぶ者あり）議事進行ってあるもんか。

○委員（野崎伸也君） いろいろ話が出るとばってん、結局、この特別委員会案というのはつくらないんですか、じゃあ。その両論併記とかっていう話になると。俺、そこが気になっただけです。だけん、両論併記とかっていう、誰々が出した意見ですという、意見なんてそれは誰でもいつでもあつです。それは議会だいいけん。いろんな委員会の中であつでしょう、だってそれ。そやんとば、一々ずっと載せていくかという話でしょう。最終的に、議会というのはこやんふうに決めた、特別委員会はこやんふうに決めたんですというば、だって1つの案として示さんばおかしいでしょう、だってそれは。そればさっきからずっと言いよつですよ。だけん、結局的に、今、村上さんが言わしたばってん、早く進めたいのであれば、もう結果的に、集中型なのか、分散型なのかという、決めれば決まるだけです。（委員村上光則君「それ決めても、委員長」と呼ぶ）だけん、この特別委員会はそれで決めたという話ばつくればいいんだもん、だって。そやんと思いますよ。

○委員（村上光則君） はい。最終的には、先ほど言われたように、市長が決むつとでしよう。

なら、集中型か、分散型かを決めてよかったです。それは、この特別委員会だから、ここで決めてよかつじゃなかですか。それを決めぬと、もう何回会議しても一緒ですよ。

○委員長（前垣信三君） はい。皆さん、おっしゃることはよくわかるんですが、よくわかるんですが、あくまでもこのパブリックコメントは決定事項ではないんです。こういった意見があるということを皆さん方にお知らせすることですから。最終的には、皆さん方が、どういう方向にするかは決定いただく。あくまでもこれはお知らせするためのプロセスです。ですから、ここで決めんといかぬという話になると、もうなかなか先に進まないと思う。ですから、あくまでもこれはパブリックコメントのための提案事項であって、名前を書く、書かぬは別として、こういった意見があるということを皆さんにお示しする。そして、このプロセスを踏んでいかんといかぬと思います。最終的にここに上がってきたときに、集中方式にするのか、分庁方式にするのかは、皆さん方の審議を経て、それこそ採決でもしないといけないとは思いますが、プロセスとしては、これをまず進めてやらないと、執行部が先に進まないということですから、そのあたりの御理解をいただきたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） それでは、審査をもとに戻します。

この新庁舎建設の考え方の1、本庁舎の概要については、先ほども言いましたように、A4判からA3判にして、分庁方式も併記するというところで御確認をいただきたいと思います。よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） 済みません、先ばとつかもしれぬとですが、今回、この次の議会、会議に提案さるっとですよ。私たちの目の前に持ってこらるっとですよ。私たちは確認で

くっとですよ。（「そうそうそう、それは聞いとかぬばいかぬ」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） それでは、執行部に確認をいたします。

今から審議をいたします事項については、併記をした、並べてA3判にしたものを、次回提出ができますか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。前回、16日でしたっけ、の委員会の中で、併記する文言につきましては委員長一任ということで、たしか皆さん了解されたかと思いますが。

（「ああ、最後ね」と呼ぶ者あり）最後に。ですから、そこで余り、ああじゃない、こうじゃないとならぬようにするためには、併記する内容もある程度、こちらの、この場で言っていたいただければ、私たち事務局のほうは変えていきたいと思います。

○委員長（前垣信三君） 何か今の執行部の案に対して御意見がありますか。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） だから、今までの議論があつたんですよと思うとですたい。そこば最大尊重してもろうて、つくってもろうて、また出してもらえれば、委員長が、——あとは委員長判断ですよ。私に任せてくれと言えそうだし、やっぱ見たがよかよと判断されれば、次の会議に出してもらえれば。

冒頭にそれば聞いたところで、一部の委員という表現だったもんですけん、そこが一番のきょうの会議のつまずきのもとですもん。そやんでしょう。と私は思うとです。そこをしっかりしてもらわぬと。だけん多数決になっていくという話になっていくとですけん。

○委員（成松由紀夫君） 関連です。この間の最後の部分での取りまとめ的な話が、そこにいったですよ。委員長一任という話も、やっぱ併記する内容というのは、言われた委員さんが、やっぱ骨子ちゅうか、その意見の内容ちゅ

うのは、その言われる委員さんしかわからぬわけだけで。それを言われた部分を、あとは委員長が確認して、御本人と見て、併案を載せるということで。私はあのときは、——あの時の話ですね。きょう一発でまた全部その意見が出て、そして、それをそのまますぐパブコメ行きましょうよだったんですけども、橋本幸一委員のほうからは、いや2回必要じゃないかというところが、いわゆる併記される部分の骨子の委員長確認と、また御本人の確認ということになるんで。その文章の骨子ちゅうか、意見の骨子は、やっぱその言われた委員さんの部分を委員長が取りまとめして一任ということで、この間終わったというふうに認識しておりますが、そういう話じゃなかったですかね。

○委員長（前垣信三君） 今、次回までにどうするかという話だとは思いますが、基本的に執行部がそれなりの提案をしてくれます。当然、それが次の委員会で皆さん方に確認はしていただきます。（「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり）事前に私が確認はしますよ。そして、必要であれば皆さん方のほうにお配りするような形はとります。ただ次回は、それは一堂に会して確認ができませんから、次回の委員会でそれを一同に確認をしていただきたいと思います。（「委員長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員（亀田英雄君） 議事録そうだったんでしょけど、執行部のあって説明もですたい、2案、じゃあ3案だ、4案だというふうに、ずっと変わってくるじゃなかですか。やっぱりそこがしっかりせぬなおって、あと委員長一任だったですよと言われてもですよ、決まっとらんだったし何も、実際、執行部の中でも。それは決まっとらんだったままですたい。あと委員長一任という、今、（聴取不能）をとられる格好でも。委員長も困ると思うとですよ、困られると。3案出てきたっですばい、4案も。3案と言うたら、4案と出てきた、しっかりした

ものじゃなかったですよ、きょうはそれば問われるまでに。

○委員長（前垣信三君） はい、わかりました。それじゃあ、確認。皆さん方と認識を共有したいと思います。

今まで出た案は、前回、数名の方からお出しいただいた分庁に係る案、これを3案とします。皆さん方、確認をしてください。

1回目の134億円から、そして、2回目に千九百どんだけって出たかな、2案の。そして、それに対して、分庁の意を持った3案が出たと。これで統一しましょう。1、2、3、4とか言っとっとわかりませんから。確かに案は幾つか出ましたけれども、134億から集中型の提案が最初に出て、そして、分庁の形が出たと。3案という認識でこれから通していきたいと思いますが、よろしいですか。（「委員長、分散型の——」と呼ぶ者あり）また、3案の4案というとなると、またややこしくなる。

○委員（成松由紀夫君） いや、4で決めたほうがいいんじゃないですか。出てきた経緯あつとだいけん。（「4がなかっですけん」「これは3」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 何が。だけんでたい、だけん、今、私が確認しようたい。3だった、4だった、5だったと言わぬでたい、もう原案と、そして、いろいろ協議して集中案の訂正した案と、それと分庁するという3案という確認をしていただかぬと、もう3案の4案のと、それくらいの話で時間ととととてもったいいですから、そのあたりの認識は共有していただきたい。これは委員長からのお願いです。

はい。当初は134億円。そして、集中型でいろいろ変更があつて出た案が2案。そして、分庁を含めて出た案が3案。これに3案と書いてあるんです、実は。ですから、そのあたりの認識はしていただきたいと思います。

○委員（成松由紀夫君） その2番目はどっち

ですか。

○委員長（前垣信三君） 2 番目は最終的に――。

○委員（成松由紀夫君） ほら、成松案とかそういうことを言われるっけんですね。

○委員（山本幸廣君） そがんだっだろうが、最初。

○委員（成松由紀夫君） 違う、違う。ぶった切ったやつがあったじゃないですか。

○委員（山本幸廣君） あって、委員会じゃなくて、執行部が言うたんだいけん、成松案って。（「そうそう」と呼ぶ者あり）成松案って言うたやん、執行部が。（「言うた、言うた」と呼ぶ者あり）言うたよ、議事録持っとるばい、俺どま。

○委員（成松由紀夫君） 俺が案がじゃなかもん。

○委員（山本幸廣君） 俺が案じゃなかろうばってん、そがん言うたっだいけん。

○委員（成松由紀夫君） だけん、どっちですか、2 番目の案は。

○委員（幸村香代子君） 1 万 9 8 6 0 か、2 万 4 9 5 か。

○委員長（前垣信三君） はい、減った部分です。最終的に減った部分です。（「1 1 3 億だろう」と呼ぶ者あり）そうです。要は、多過ぎるから減らしましたよね、2 週間で。それは2 案じゃなくて、そして委員の意見が出て、最終、今のところの最終案が出たじゃないですか。

（「済みません、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。そのあたりの確認を皆さんと共有しとかんといかぬけん。いやいや、4 案でよかちゅうとなら、4 案でよかったですよ、別に。ただ、3 案の4 案のともめとっちゃ、時間がもったいないけん、共通認識をしようというだけの話。

○委員（成松由紀夫君） だけん、一番安かやつを切るっちゅうこうとですね。一番安かやつ

ばもう外すということですね。真ん中のやつば切っとですか。どっちですか。

○委員長（前垣信三君） ああ、真ん中のやつを切っとです。

○委員（成松由紀夫君） 真ん前のやつば切るということですね。

○委員長（前垣信三君） そうです、そうです。

○委員（成松由紀夫君） ああ。

○委員（幸村香代子君） 真ん中というところが。

○委員（成松由紀夫君） いやいや、一番高かと、安かと、真ん中のが出たですたい。その真ん中を切る。

○委員（幸村香代子君） ああ、はい、はい。

○委員長（前垣信三君） 真ん中です。（「成松案は廃案ちゅうことです」と呼ぶ者あり）

○委員（村上光則君） 成松案が廃案か。

○委員（成松由紀夫君） 俺が案じゃなかったもん、だって。

○委員長（前垣信三君） いやいや、もう、済みません。

はい、橋本隆一委員。

○委員（橋本隆一君） ちょっと確認させていただきたいんですが、大きく考えると、2 案しかないんですよ。

○委員長（前垣信三君） もうそぎゃんこと言うをやめよう。おら、腹かくぞ。

○委員（橋本隆一君） だから、その中で、さっき言った、分庁方式の集中型というのは3 案ありますよということと、分散型は今度3 案出ましたよね。ですから、分散型もこの1、2、3 番目が出たわけですから、大きくは2 案ある中で、その中で集中型の方に関してこういう考え方がありました。また、執行部の案としてはこういうことがありました。分散型に関してはこういうことがありましたということをパブリックコメントで説明しないと、余計こんがらがるので、大きくは2 つなんだと。分散型か集中

型かですよということ。それをまずきちんと押さえとかなないと、私は、聞く人は結局何型かいとなると思うんですけども、どうなんですかね。

○委員長（前垣信三君） はい、執行部に確認をします。

この併記をされるときに、1案、2案、3案、4案という併記をしますか。そこを確認します。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、済みません、関連でもう1個、今の委員長の――。

○委員長（前垣信三君） ちょっと待ってください。今、答えを聞きます。

基本的にはですね、新庁舎方式を集中方式にするか、分庁方式にするかを書けばよいか話ですから。そのもっと後の話ですよ、何平米にするとか、どうこうするちゅう話は。（「そうそう、それを決めれば、あとはどうにでもでくつとたい」と呼ぶ者あり）今回、皆さん方に審議していただくのが、4ページ目の、分庁方式もありますよというのを併記で。ただ、今、話の中で、3回の、4回のと回数にこだわられるから、共通認識を持って、3回にしましょうかと言っただけで。いや、4回でなからんばいかぬというなら、4回でよかったですよ。それは皆さん方の判断です。私は皆さん方にお諮りしとっただけん。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、済みません。そもそも論は整理してよかったですか。確認が。これ、要するに、市民検討会のこの意見に対して併記の話だったですよ、パブリックコメント。

○委員長（前垣信三君） そうです。

○委員（成松由紀夫君） ただそれだけだいけん、そこば1、2、3、4ということではなくて、この御意見に対してこうですよという話だったでしょう。ですよね。そこで、だけん1、2、3、4というのは、委員さん方にはそれぞれ基本的な考え方があるんでしょうけど。この文章に対してどうなのということ、皆さん、言ってい

ただくということに、また原点回帰してもらわぬと、1、2とか、3とか、あれがちゅうことじゃないんじゃない。

○委員長（前垣信三君） いやいやいや、それは委員長から申し上げますが、基本的には併記をすると。分庁方式にするという併記です。

（「分散」と呼ぶ者あり）ただ、今、審議の中で、3回か4回かという話がありましたから、皆さん方の共通認識を持ちましょうと。これは、これには関係ないですよ。共通認識で3回という認識をさせてもらいました。それで今、橋本隆一委員がおっしゃるのは、大きく分けると2案。それは、この後の話だと思うんです。今回の審議の中では、この10ページ目に関して併記をしますよということで御了解をいただかぬと先に進まないと思います。よかですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） あと、新庁舎は市民のための市民にやさしい庁舎とする。間違いないと思います。はい。可能な限り仮設庁舎をつくらぬで新庁舎を建設する。これは、時期が時期だけに、なかなか当てはまらない文言があると思いますが、ここは執行部が上手に案をつくってみてください。それを――。

はい、谷脇課長。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） ただいまおっしゃられました部分でございますが、市民検討委員会、今の話ともちょっと前後するところはありますけれども、そもそも出しました2万3500平米の面積で134億円というのが、このスタートでございました。こちらは、あくまでも市民検討委員会の意見をもとに試算したらこうなりましたということで出させてもらっておりますものですから、私たちもかなり抵抗した部分もあるかと思います。それをもとにまずつくっております。

同様に、今度、加えて震災が起きてしまいました。今、委員長がおっしゃられましたとおり、

もうプレハブといいますか、仮庁舎をつくらざるを得ない状況、本庁舎が使えない状況になっておりますので。そういうことがありますんで、その辺は近々のうちにですね、市民検討委員会のほうに、あくまでも集中、分散化とかいう御意見ではなくて、まずこうやって明らかに12月にまとめていただきました時点よりも、震災によってからこれだけ変わったところをどやんされますか。どやんされますかというか、こやん考えになりますけれども、それでよかですかねというふうな、結局やりとりといいますか、検討委員会を1回開こうかと考えております。

（「（聴取不能）その前にせないかぬ」と呼ぶ者あり）はい。それをちゃんと踏まえてから、原案のほうはつくり込んでいきたいと考えております。

○委員（野崎伸也君） 待ってよ、待ってよ、もうほんなこて。だって、この間のとき変えられぬて言うたじゃないですか、自分で。（「言った」と呼ぶ者あり）そのまま出しますって言ったでしょう。だけんが両論併記ばしますけんという話だったじゃないですか。何ですか、それ、いきなり。（聴取不能）だいけん変えますよって。だいけんが、変えられるとなら、変えてほしかけんが、この間言うたっでしょうもん。文言的にこここのところ変えてよかつですかって言うても、削除してよかつですかとも言うたじゃないですか、震災の後の分。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。今の野崎委員がおっしゃった分につきましてですが、それは、明らかに誰が見ても変わった部分というのはありますよね。本庁舎は、今真っ暗、単なる箱になっております。そんなのは全く違いますので、当然追っかけていきます。となれば、多分スケジュールも若干変わってくるかと思います。今、野崎委員がおっしゃられたのは、それを分散方式にして云々ということで、（委員野崎伸也君「違います」と呼ぶ）完全に市民検

討委員会のときに出てきたものとは違うものだったものですから、それはここで書きかえることはできませんという言い方をさせていただきました。

○委員（成松由紀夫君） ここで出てきとる仮設庁舎というのは、震災前の引っ越しするとき仮設庁舎を建てるのかとか、そういう意味合いでの仮設庁舎で、今、現状の仮設庁舎とは意味合いが違うから。この間、課長が言うた部分で野崎委員が言うたように、原文は変えない、さわれないんだ。本来そのはずなんですよ。

（委員野崎伸也君「そやん言うたよ」と呼ぶ）だから、そのまんまこれは残して、これはあくまで引っ越し云々の、当時の仮設庁舎の意味合いを、意味合いで残しといて、併記の部分でこういう仮設、災害を受けて被災してからの仮設庁舎の分についてはこうですよという併記の文にされたらいいと思います。もうこの間、委員会の中で、執行部も原文はさわらないというのを約束した原則の中で我々委員会は動いているわけだから、原文はさわらない。ただし、さわる、変更等が出る分は併記の文で対応したらいいかと思いますが、野崎委員、いかがでしょう。

○委員（野崎伸也君） そやんだと思います。それば言いたかです。（「それは執行部が言う話だけん」と呼ぶ者あり）それを言いました。そのとおりです。

○委員長（前垣信三君） はい。谷脇課長に言いますが、今の内容でつくってくださいね。わかりますね。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） その後、11ページとか12ページについても、特に異論があれば併記するような形になると思いますので。

今回は、この1ページ目の非常に大事な本庁舎方式にするという部分に、分庁舎もあり得るという併記がなされるということが、一番大き

なことかなと思いますので、そのあたりの認識をいただきたいと思います。

3番、新庁舎建設の理論と方向性（「理念」と呼ぶ者あり）はい、13ページ。13ページから、13ページの大きな項目に従って、14ページから具体的な説明がなされております。特に面積、分庁・集中にこだわらなければ、このとおりかなという思いではおります。ここに、あくまでも本庁舎方式でなければならないという記述文があれば、そこにまた併記をしなければならない。訂正をしないということであれば、併記をしなければならないと思います。ですから、このあたりも含めてですね、次回は検討したいと思います。差し当たって執行部にお願いをしたいのは、この10ページの、集中方式にする、このあたりの併記の部分をまずお願いをしたいと思います。

あとはですね、よく皆さん熟読されたと思いますので、特に本庁の、分庁のという記述には至っていないかなと思います。もし御指摘があれば、それは併記する形にはなるかとは思いますが、そのあたりで御理解をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員（成松由紀夫君） その併記をするところの御意見を持ち込む。例えば、私はほとんどないんですが、併記したいというところは、委員長に申し出て……、次回。

○委員長（前垣信三君） はい、私に申し出ていただくか、直接谷脇課長に申し出ていただいて、谷脇課長と私で協議をしたいと思います。

○委員（成松由紀夫君） そしたら、それを、骨子は次回発言するということによろしいんですね。

○委員長（前垣信三君） はい。

○委員（成松由紀夫君） はい、わかりました。

○委員（橋本幸一君） 併記っていう、ある程度、部分的にはですね、文言的にはそう多くはないと思うんですね。だから、その都度ですね、

委員会の中で重要な部分ですから、きょうの併記部分についての確認という意味で、最後に併記事項を報告していただければほしい、その日の。

○委員長（前垣信三君） 次回の件ですか。はい、わかります。

○委員（橋本幸一君） その日、その日の。そうすれば、次回、ああだ、こうだというあれが出ないと私は思いますけどですね。よろしくお願いします。

○委員長（前垣信三君） はい、わかりました。古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） はい。先走ってよかったですかなと思いますが、15ページですが、防災機能・耐震性能の確保ということで、この耐震性能の中には免震も入っているというふうに理解してよかったですかね。先までいって（聴取不能）。

○委員長（前垣信三君） いや、大事なことだと思いますので。はい、谷脇課長。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい。耐震構造の中に免震構造も入っておりますので、耐震性能というところの中に免震が入っております。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 今、余りややこしく言いたくないんですが、その免震と耐震では、工期がたしか違うごたつ気のするとですけど。そのスケジュールなんかは間に合うのか。そこら辺も調べとっていただきたいとですけど、どうですか。出ない、難しいというのであれば、あれですけども。

○委員長（前垣信三君） 委員長からいいですか。専門屋からの意見で。

耐震の中に免震というのがあるんです。ですから、基本的にどういう建物をお建てになるか

はわかりませんが、恐らく免震だと私は思います。これがこれからの主流だもんですから。そうでないと、5階にはとてもおれぬとばいという話になる、揺れるのは揺れますけど。ですから、耐震と免震を別に考えるんじゃなくて、耐震という大きな項目の中に免震という手法があると。これはその例ですから、免震にしますよということではないんです。こういうことですということのお知らせですから、そのあたりの感覚でいただければと思います。よろしいですか。

○委員（成松由紀夫君） スケジュール的なものを今、確認、質問。委員長に質問したんじゃないくてですね。

○委員長（前垣信三君） はい、私ではなくて谷脇課長に聞きたいということですので、そのあたりの工期的なものについて何か御意見がございますか。

はい、谷脇課長。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 済みません。今の質問は、免震構造と耐震構造では、――耐震構造、免震構造、制震構造と、大体主流は3つありますが、もう委員長が一番御存じだと思います。今の質問は、耐震構造と免震構造じゃあ、スケジュール、工期がまた違うのかという御意見というか、御質問という形でよろしいでしょうか。

○委員（成松由紀夫君） そう、そのとおりです。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） わかりました。そしたら、済みません、私、事務屋よりもっと詳しい者がおりますので、辻のほうにちょっと説明させます。

○新庁舎建設課新庁舎建設係参事（辻 雅彦君） 新庁舎建設課、辻です。よろしく申し上げます。

ただいまの免震、耐震についての御質問ですが、スケジュールとしましては、免震構造の場

合は、免震構造の評価、その後、大臣認定をとるという必要がございますので、この期間がかなり長くかかる。一般的には、大臣認定で4カ月程度とか、評価に2カ月程度とかという話も聞いておりますので、ほかの耐震構造、もしくは制震構造に比べて、工期が、まずは手続上長くなるというのがございます。

その後、免震構造については、地中を掘削する部分が多くなるのが一般的でございますので、地中を掘削する土工事の工期が長くなるというのがあると思います。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） また要らぬことを言うたかなと思ってしまったんですけども。時間、急がなきゃいかぬ中なので、ただスケジュールをちょっといずれかのタイミングで示していただければと思います。

○委員（山本幸廣君） 要は、先ほどから執行部が言うように、これは市民検討委員会がまとめたものなんですね。今の辻君が答弁なされたのは、成松委員から質問なされ答弁なされたのは、既にもうこの免震で行くならば、検討委員会にはたい、執行部がたい、これを見てから、今の時期ならば、どこまで、平成32年まで完了せないけないというスケジュールを組んどるわけでしょう。そういうスケジュール表もやっぱり検討委員会には事前に、谷脇課長が言われたように、私たち以前に検討委員会には、このまとめの中で、ここについては、ここは少しはつきり言って考えてもらえんですかと。執行部としてはこういうことで今取りまとめをしておりますとか、していきますとかで、意見の、やっぱ一致を見るようにしていただいて、答弁をしていただければ。だからこそ、早く検討委員会とはですね、執行部の考え方をまとめていただければなど。私は、これは要望ですから、ぜひともしてください。ですね。今、辻君が言われたのは、これは検討委員会に対して、今、成

松委員が質問されたけんでから。その免震になれば少しおくれますよと言うなら、じゃあ、私たちはスピード感を持っていかないかぬでしょう。だからこそ、そういうのがやっぱり一番重要な、やっぱし私は課題だと思うんですよ。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

○委員（幸村香代子君） 今後の進め方のところなんです、それぞれに意見を出していただく日にちを一旦区切ったほうがいいだろうなというふうに思うんですね。次回の委員会の際に示す、併記のですね。急ぐという意味では、紹介できるように成案化したほうがいい。提案できるような文書にしたほうがいいと思うので、委員さんたちから意見を出していただく日にちを一旦区切ったらいかがかと思いますが。

○委員長（前垣信三君） はい、今、幸村委員から、皆さん方の御意見等の集約日を決めたらどうかという話であります、基本的に次回をいつ委員会を開くかということも大きく変わると思っていますので、そのあたりを含めて検討させてもらってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） そのほかにはございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、もう最後ぐらいですか。

○委員長（前垣信三君） はい、そうです。

○委員（成松由紀夫君） 先ほど山本委員から御意見いただいた部分、まさにごもつものところですね、最後のところだけが違うとですよ。途中までは全く一緒で、それは前回も言いました。公民館とか避難所の問題も含めてですね、出張所、支所、公民館、——出張所ですね、やっぱハード面の充実あたりでもありますね、やっぱせっかくこの委員会の中で、急ぐべきものはどンドンどンドンやっていく中で、そこも逆に議論を。ボールが、——パブリックコメ

ント、ボール出して待つとる間でも、その検討はできると思うんですね。なので、企画のほうから、機能の充実について、災害を受けて検証した上でということではなくて、やっぱこの庁舎建設の中にも必ずこの問題も一緒に今、常に出てきてるので、そこを企画のほうに一旦また言っていただきたい。こういう方向も考えている、こういうことがあったということは言ってもらわないと、我々も今、先ほど言われているように、避難所回りしてる中でですね、いろんな御意見も出て、その充実は約束して頑張りますということはお伝えしてるので。これはこの委員会の中の意見として出る出ますので、それが1点言っておいてほしいなというのと。

それと、今、避難所、これも先ほどの山本さんともかぶるとですけど、避難所を回って、市民からの苦情の中で、急いでくれ。例えば、総合体育館、ハーモニーの問題、いろいろな苦情がですね、あって。それと、今、避難している方の苦情もあれば、今度は被災しとらしてですね、今、八千把公民館もですね、必ず晩な20人以上まだおんなつです。そして、昼間の分はやっぱ五、六人で、結局保険屋さんが来て、これはもう全壊、柱のこれがやっとなるけん、全壊だけん、おっちゃならぬですよ。しかし、何か見に来らした人はまた違うことばを言わずとか。

（「一部損壊やね」と呼ぶ者あり）罹災証明とか、——そうですね、一部損壊だ、何だと言って、全然見解が違って大変苦労されとる部分で、やっぱ罹災証明をせんばん、と、水道管がどやんかなとって坂本行ってこんばんとかっていう、いろんな苦情が出とつとですよ。そこら辺の苦情も、執行部としてはどういう苦情を把握しているかっていうのも、ぜひこの委員会には、資料を要求したいと。執行部がどの程度押さえてあるかというところですね、ぜひ資料要求したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（前垣信三君） ただいま成松委員か

ら資料の要求がありましたが、いかがいたしましょうか。

○委員（成松由紀夫君） 拙速に次回ということではなくても、いずれかのタイミング。押さえているのか、押さえていないのか。

○財務部長（岩本博文君） はい。済みません、資料の確認ですけど、罹災証明書を今――。

○委員（成松由紀夫君） いやいや、もう簡単に、被災後の市民の苦情です。

○財務部長（岩本博文君） 苦情、被災後の。わかりました。はい。被災後のいろんな苦情といますか、そのあたりはですね、千丁、鏡に移りまして、庁舎管理の観点から、いろいろ各部にちょっと窓口当たりの対応を含めまして、庁舎、載っている資料は持ってます。その辺は取りまとめまして、お出しするような準備をさせていただこうかと思ってます。

○委員（成松由紀夫君） ということであったら、取りまとめ、まだ多分しっかりできてないと思うので、取りまとめていただいたら、ぜひ委員会でも報告していただきたいと思います。

○委員（亀田英雄君） こん、一部の委員がつくったと、この3案の打ち合わせばしとったときですね、今、避難所とか何とかつくらんばんでしょうと。財政的によかつですかというような話をしました。ちょっと今、成松委員のような話もですね。そしたら、それは総務委員会ですもんて。私は、もうあっけにとられてからですたい、話もならぬなと思って、思うとったですが。よければぎゃんして、委員長からも請求してもらってですね、そうじゃないんだよという認識をみんなでもってもらえば。それは総務委員会ですけんって、一言だったですもん。もうあっけにとられてですたい、私は二の句が継げぬようになったけん。もう言わぬちゃよかつでしょうばってんが。じゃなくて、やっぱりある程度総合的に考えるという視点も必要じゃなかろうかというふうに思いますので、その辺

は、委員長の御配慮で。

○委員長（前垣信三君） はい。今、委員からいろいろ要望がありまして、間違いなくこの本委員会の審議事項ではないとは思いますが、参考資料として申し出がありましたので、お諮りをいたしたいと思います。

本委員会として、資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員（山本幸廣君） 関連ですけども、執行部に私のほうからお願いもしたいという。総合的に精査した中で、今回、震災、避難所、避難者の方々ですね、この前の説明は、全協で説明の中で市長に私のほうから意見を申し上げ要望した中で、市長としては、出張所、公民館の活用については検討しますということで、公の全協で発言をしていただきました。それについては、たくさんの、――今、成松委員あたりも、ほとんどの議員がその現場に行ってますね、被災者の方々、避難者の方々から意見を集約してきているのが、我々は当たり前の議員の活動なんですね。そういうことを考えた中で、私はぜひともですね、仮設のプレハブを着工します、それから竣工して、それから実働に入る期間というのをですね、まずは短縮するようにしなければ。今は、罹災の証明、納付の期間等々で大変困つとるという執行部の考えでありましたので、早急にプレハブの仮設については私たちは同意をしたんですね。そういうことを考えるならば、私はもう出張所の活用というのは、今すぐ窓口をです、やはり校区の出張所に主任なり、所長なり、そしてまた担当の職員がおりますので、できる範囲内では周知徹底をしてほしいと、校区民の方々に。この分野については公民館でできますよ、出張所でできますよと。この部分についてはできませんから、これについては、今、千丁のところで、こういうことの窓口は1階でやっておりますとかですね。そし

て、また仮設のプレハブを早急につくりたいということですよということですね、おつなぎを出張所にし、まず執行部が――。

ほとんど、ホームページ、ホームページと言われますけど、今、高齢者の方々はホームページを見る人はほとんどおられません。聞いてみました、私が。この前、ちょうど20人の私が避難者おられまして、20人の方に聞いたところがほとんど高齢者で、ホームページ見たことなかなと言わすですけんね。これが一番の今ネックなんですよ。そこらあたりをしっかりと私たちは分析をして、市民サービス、行政サービスをしていかなければですね、いけないと思います。執行部におかれましては、特にそこらあたりを。部署、部署の、1つの横の連携を結びながら、つなげながら、ぜひともこの対応というのを、震災の対応というのを、仮設ができればいいとかじゃありませんですね。その期間というのは、物すごいやっぱし納付の期間が来るじゃないですか。だから、そこらあたりについては、特に生活保護関係については千丁に行かないかぬ。保護関係については。だから、口座引きなら口座引きという指導もするべきなんです、生活保護なんて。現金支給をたくさんやっています。だから、口座が、ほとんど口座がない方々が約8割です。そういうのはやっぱし担当部署で解決をしていくというですね。そうしながら、おのずとこの庁舎関係というのもですね、スムーズに進んでいくんじゃないかと、私は思います。そこらあたりをひとつ執行部、――特に岩本部長あたりは、部長、横の連携をしっかりとっていただきたいと思います。出張所の即活用というのをですね、していただくようお願いしときます。

○委員（成松由紀夫君） 実際、企画部長がいらっしゃるからですね、そこはどうなんですかね。窓口の拡大というか、今、山本さんが言われたようなことを、今すぐでもされた

ら、今、市民の皆さん、喜ばれますよ。（委員山本幸廣君「ほんとですよ。そら」と呼ぶ）それを今、執行部のほうでどう考えているのか。

○委員（山本幸廣君） 執行部の考えをしてから、今、発言しよつとだいいけん、それは一番の対応ですよ。即対応というのは。

○企画振興部長（福永知規君） はい。企画振興部の福永でございます。

今、お尋ねの、特に地震で非常に窓口サービスのほうがお困りいただいていると。場所も変わって、どこに行ってもいいかわからないという方が非常に多うございます。そこで、応急というか、急々の処置としては、土日、それから延長窓口をあけて、特に罹災証明というようなものについては進捗を図るように、――これは、済みません、私の部の管轄ということではなくて、全体の話は今させていただいていますが、そういうことで取り組まさせていただきます。

それと、将来的なお話をどうかということですが、申しわけございません。今のところ、それについて具体的な案というのは持ち合わせておりませんが、いずれにしろこの庁舎建設、これが非常に大きなウエートというか、その考え方、実現の方法によってバランスをとったやり方になってくるとは思いますが、今のところ具体的に申し上げることは、こちらからはございません。

○委員（成松由紀夫君） 今ですね、部長、山本さんと私が言っているのは、今すぐ対応ができるのか、できないのかというだけの話で、庁舎建設の規模とか機能が云々ということ織りまぜた話じゃないんですよ。部長も大変今忙しくて、関係各位と連携されているのはわかりませんが、ただ、困っている、その前に困っている、路頭に迷ってる市民の皆さんがいるので、もう答弁要りません、今なかなか言えないでしょうから、すぐ帰って、各公民館あたりで少し

窓口業務の拡大とか、こういうことまで対応できますよとか、そういう案を少し練ってってください。

以上です。

○委員長（前垣信三君） はい、本委員会の審議以外のことについても御熱心な御発言をいただきまして、ありがとうございました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） それでは、なければ、次回の委員会開催日程について協議をいたします。

小会といたします。

（午前 11 時 55 分 小会）

（午前 11 時 59 分 本会）

○委員長（前垣信三君） 本会に戻します。

次の委員会は、6月の2日木曜日、10時開会といたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

その1週間前の、何日かな（「27日」と呼ぶ者あり）27日、5月27日の夕方までに、後々の内容について御意見等がございましたら、谷脇課長のほうに提出をしていただきたいと思います。よろしくお願いをしておきます。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了をいたしました。

これをもちまして、新庁舎建設に関する特別委員会を散会いたします。

（午後0時00分 散会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年5月24日

新庁舎建設に関する特別委員会

委員長